令和８年第３回（９月）大郷町議会定例会会議録第５号

令和８年９月１８日（金）

応招議員（１２名）

１番	鈴木安則君	２番	赤間繁幸君
３番	鎌田暁史君	４番	鈴木利博君
５番	赤間則幸君	６番	佐々木和夫君
７番	鈴木恵子君	８番	金須新一君
９番	田中三惠子君	１０番	熱海文義君
１１番	高橋重信君	１２番	石垣正博君

出席議員（１２名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	副町長	武田力也君
教育長	関　一男君	総務課長	菅野直人君
財政課長	伊藤義継君	まちづくり政策課長	千葉　昭君
復興推進課長	櫛濱　学君	税務課長	片倉　剛君
町民課長	髙橋裕美子君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	高橋　優君
地域整備課長	武藤亨介君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	角田倫明君	学校教育課長	遠藤歩未君
社会教育課長	齋藤正智君	代表監査委員	雫石　顕君

事務局出席職員氏名

事務局長　千葉恭啓　　次長　齋藤由美子　　主事　高橋映瑠

議事日程第５号

令和８年９月１８日（金曜日）　午前１０時００分開議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　報告第１０号　専決処分の報告について

日程第３　　議案第４５号　工事請負契約の締結について
日程第４　　認定第１号　　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第５　　認定第２号　　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第６　　認定第３号　　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第７　　認定第４号　　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第８　　認定第５号　　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第９　　認定第６号　　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１０　認定第７号　　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１１　閉会中の所管事務調査

本日の会議に付した案件
日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　報告第１０号　専決処分の報告について
日程第３　　議案第４５号　工事請負契約の締結について
日程第４　　認定第１号　　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第５　　認定第２号　　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第６　　認定第３号　　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第７　　認定第４号　　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第８　　認定第５号　　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第９　　認定第６号　　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１０　認定第７号　　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第１１　閉会中の所管事務調査

午　前　　１０時００分　　開　議

議長（石垣正博君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、５番赤間則幸議員、６番佐々木和夫議員を指名いたします。

日程第２　　報告第１０号　　専決処分の報告について

議長（石垣正博君）　日程第２、報告第10号　専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から報告第10号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　おはようございます。

それでは、報告第10号　専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案書の１ページを御覧願います。

報告第10号　専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、令和８年度大郷町一般会計補正予算（第４号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定より議会に報告する。

令和８年９月18日　提出

大郷町長　　石　川　良　彦

続きまして、２ページを御覧ください。

専決第５号　専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

令和８年度大郷町一般会計補正予算（第４号）

令和８年８月 20 日　専決

大郷町長　　石　川　良　彦

続きまして、５ページを御覧ください。

専決第５号　令和８年度大郷町一般会計補正予算（第４号）

令和８年度大郷町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億55万1,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月20日　専決

大郷町長　　石　川　良　彦

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和８年７月28日に発生しました、令和８年熊本地震の被災地に対する応援職員派遣に係る執行予算となります。宮城県からの派遣要請に対応するために早急に計上する必要が生じ、地方自治法第180条第１項の規定により、８月20日付で専決処分を行ったものでございます。

６ページをお開き願います。

第１表　歳入歳出予算補正により款項にて内容を御説明いたします。

まず歳入です。

第18款繰入金第１項基金繰入金236万2,000円の増額補正です。全額財政調整基金繰入金となります。

なお、専決予算においては基金で予算調整を行っておりますが、後日、県負担金の災害救助費負担金として全額交付される見込みでございます。

歳入補正額合計236万2,000円の増額でございます。

次のページで歳出です。

第３款民生費第３項災害救助費236万2,000円の増額補正です。令和８年熊本地震の被災地に対する応援職員派遣のための時間外勤務手当、職員旅費、作業用消耗品費、現地での車の燃料費、駐車場使用料を計上しております。

なお、派遣スケジュールが１つのクールで９日間であることから、２クール分を計上しております。

職員派遣につきましては、調整の結果、９月21日から９月29日までの

期間において、熊本県御船町に住宅被害認定調査支援のため２名を派遣することになっております。

歳出の補正額合計236万2,000円の増額です。

補正前の予算額57億9,818万9,000円に、歳入歳出それぞれ236万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億55万1,000円としたものでございます。

以上で、報告第10号　専決処分の報告について、令和８年度一般会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

議長（石垣正博君）　以上で、報告第10号の報告を終わります。

専決処分の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第３　　議案第４５号　　工事請負契約の締結について

議長（石垣正博君）　日程第３、議案第45号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　それでは、議案第45号　工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

議案第45号　工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第８号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　契約の目的　　令和８年度大郷町町民体育館解体工事

２　契約の方法　　条件付一般競争入札

３　契約金額　　一金　4,961万円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額451万円）

４　契約の相手方　宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田145番地の３

株式会社アネスティ

令和８年９月18日提出

大郷町長　　石　川　良　彦

議案第45号につきましては、令和８年度大郷町町民体育館解体工事の工事請負契約の締結に当たり、工事の予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法及び条例の定めるところにより、議会の議決

を求めるものでございます。

初めに、工事の概要を説明いたします。

今回の解体工事の対象は、町民体育館、倉庫及び附属する設備となり、体育館は鉄骨造り２階建て、延べ床面積1,660.87平方メートルで、倉庫は軽量鉄骨造り、平屋建て、延べ床面積13平方メートル、設備につきましては、電気、電灯設備、放送設備、自動火災報知機設備、機械設備などとなります。また、解体工事後は、採石敷きによる整地を行うものでございます。

工期については、議決された日の翌日から令和９年３月26日までとなっております。

本件については、設計金額が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和８年７月10日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、解体工事の承認格付が建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値で700点以上となるＡランクであること、入札公告日において、宮城県内において本店または本店から委任を受けた支店等を有すること、特定建設業の許可を有していること、直接雇用関係のある監理技術者を専任で配置できること、過去10年度以内に国または地方公共団体等が発注した公共施設・学校等の建築物の解体工事において、目安として請負金額2,000万円以上または延べ床面積1,000平方メートル以上の工事実績があることになります。

その後、７月14日に条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、７月22日入札参加資格判定委員会を開催いたしました。

入札参加申請に当たっては、今回落札しました株式会社アネスティをはじめ９者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、８月12日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格6,641万円に対し、最低入札価格は株式会社昭和羽前建設工業の4,198万円でしたが、この金額は低入札調査基準価格として設定しました5,976万9,000円を下回っているため、大郷町低入札価格取扱要綱第３条の規定により、落札の決定を保留するとともに、８月25日に同社のヒアリングを実施の上、８月31日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるかを審議したところでございます。

その審議の結果、町の積算しました直接工事費より入札額が下回っていることが確認されたことから、同社を大郷町低入札価格取扱要綱及び低入札価格失格基準により失格といたしました。

そのため､入札時に次の順位であった株式会社アネスティについても、低入札価格基準価格を下回る入札額であったことから、改めて９月８日にヒアリングを実施の上、９月10日に低入札価格調査委員会を開催し審議いたしました。

審議の結果、同社は仙台市に本社を置くが、本町の川内流通工業団地内に産業廃棄物処分施設と資機材の置場を保有しており、施工現場からも近く、運搬費や処分費を抑えることができること、経営状況及び信用状況に特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中で受注意欲もあり、また、他自治体発注の解体工事も受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲において積算し応札したものと認められること、また、本工事に関し利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札の価格が企業努力の範囲内と判断でき、工事施工に当たり、契約内容に適合した履行がなされると認められたものでございます。

このことにより、株式会社アネスティを落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した4,961万円として、９月14日付で工事請負の仮契約を締結し、今回提案することとなったものでございます。

以上で、議案第45号　工事請負契約の締結についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　工期についてお伺いをいたします。

来年の３月26日までという御説明がありましたが、受注した事業者が想定している作業期間がいつからいつまでなのか､お伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

ヒアリングの際にも工期については確認させていただいております。

始まりは、契約の準備段階を経てということになりますが、終わりにつきましては、２月頃には終わらせたいという意向で予定を組んでいるようでございます。

議長（石垣正博君）　３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　２月頃の終了の予定ということでございますが、業者側から工期の延長とかそういった相談があった場合はどのように対応される予定でしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（伊藤義継君）　どういった事態が想定されるかまだ分からないところがありますが、そういった提案があった際には、その内容を精査して確認したいと思います。

議長（石垣正博君）　３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　解体予定の体育館の北側と南側に大きな町章が掲げられてございますが、将来的にモニュメントとかの活用等を検討されているのか、お伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

現在は特に考えておりません。

以上です。

議長（石垣正博君）　ほかにございませんか。ないですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第45号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第４	認定第１号	令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第５	認定第２号	令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第６　　認定第３号　　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７　　認定第４号　　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　　認定第５号　　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　　認定第６号　　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第１０　認定第７号　　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石垣正博君）　日程第４、認定第１号　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第５、認定第２号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第６、認定第３号　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第７、認定第４号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第８、認定第５号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第９、認定第６号　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第10、認定第７号　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

ここで、決算審査特別委員会に付託されました認定第１号から認定第７号までの決算について、副委員長より審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員会副委員長、金須新一議員。

決算審査特別委員会副委員長（金須新一君）　それでは、報告いたします。

令和８年９月18日

大郷町議会議長　石垣正博殿

決算審査特別委員会委員長　佐々木和夫

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告する。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

記

事件番号、件名、審査の結果の順に読み上げます。

認定第１号　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第２号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第３号　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

日程第４号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第５号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第６号　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第７号　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

裏面を御覧ください。

令和７年度各種会計決算意見書

一般会計、不用額の抑制と適切な補正対応を図られたい。ふるさと納税のＰＲ方法を工夫し、寄附金の増収を図られたい。森林環境譲与税の活用を図られたい。大郷産牛の消費拡大の周知方法について検討されたい。縁の郷やふれあい農園の利活用について、方向性を示されたい。開発センター、物産館の管理・指導を徹底されたい。町道などの維持管理を強化されたい。官民連携による空き家・空き地の有効活用を図られたい。消防団・交通指導隊員の加入促進に努められたい。各種災害に対応できるよう組織改革並びに必要備品について整理されたい。奨学資金貸付金の回収を引き続き努力されたい。歴史資料等の活用を図られたい。無形文化財の継承に努められたい。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、宅地分譲事業特別会計は、なし。

水道事業会計、引き続き有収率の向上に努められたい。

下水道事業会計、なし。

以上で報告を終わります。

議長（石垣正博君）　以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第１号　令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。７番鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　私は、令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

本決算の全てを認めないものではありません。

しかしながら、今回の住民投票に係る事務費用、弁護士費用について、見過ごせない問題があると考えております。

監査委員からも、選挙事務が正確に行われていれば支出する必要がなかった経費との指摘があり、選挙事務等は有効性を担保するよう、正確かつ綿密に行う必要があるとされています。

今回、必要な聞き取りや確認、書類の精査が十分に行われていれば、住民投票の有効性をめぐる問題も生じることもなく、私たちが司法の判断を求めることもなく、結果として弁護士費用が生じることはなかったのではないでしょうか。

私たち原告３名は、住民投票を妨げるために裁判を起こしたのではありません。今回のことは、住民投票が始まり、縦覧期間があり、それを確認した上での異議申立て、例えば12月時点での選挙人名簿から３月時点への変更、有効署名数の数が減り、住民投票へのハードルが下がったことも結果として後づけ的になったことなど､様々なことがありました。

住民投票は、適法かつ公正に行われるべきでした。既に支出された経費を今さら取り戻すことはできません。それゆえに、この事案を単なる過去の出来事として終わらせてはいけないと私は思います。町民の皆様から預かった大切な税金を、本来必要のなかった経費として使うことがないよう、今回の事案を今後の町政運営に生かすことを強く求めます。

以上です。

議長（石垣正博君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。８番金須新一議員。

８番（金須新一君）　それでは、賛成討論をいたします。

認定第１号令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、９月９日から15日までの５日間、議長を除く11名の議員で構成した決算審査特別委員会において、慎重に審査を行いました。

監査委員の意見書に記載のとおり、不用額は約3,500万円、前年比12.71％減少が発生しており、また、予算の流用及び予備費の充用を随所に認めたものの、予算の執行は適切に処理されているものと、私は判断いたしました。

よって、認定第１号令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、賛成いたします。

ほかの議員の皆様方にも、私の考えに賛同いただきますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

議長（石垣正博君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　認定第１号令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対して、反対の立場で討論をいたします。

本決算の中にある町議会解散の賛否を問う住民投票費の支出と、顧問弁護士業務に含まれております弁護士費用の支出は適正ではないと考えます。

これら２つの決算を含む令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定には反対をいたします。

なお、この決算認定の反対は、一部の適正ではない予算執行に対する評価であることをお伝えいたします。

まず、住民投票費の決算内容について述べます。

本決算では、選挙人名簿、投票所入場券の作成業務委託費や職員の時間外勤務手当など171万2,017円の支出となっております。

町議会解散の賛否を問う住民投票は、令和７年３月31日に告示をされましたが、４月８日に仙台地方裁判所より「町議３人が起こした裁判の判決が確定するまで、執行を停止する」判断があり、延期となりました。そして、今年２月25日に判決が言い渡され、町は控訴を行わず住民投票は３月11日に中止となりました。

裁判の判決では、選管が有効と判断した12人分の署名が無効との判断が示されました。有効署名数は、住民投票の実施に必要となる令和７年３月１日時点の有権者数の３分の１を下回ることになりました。３月19日に設置された町議会解散請求に関する調査特別委員会では、再発防止のために、選管の署名審査は妥当だったのか、調査を進めております。

委員会からの質問に対して、選管事務局は７月31日付の文書回答で、事務処理に不備があったことを認めました。

また、町からは、今定例会の一般質問において、「予算を浪費したことに対して責任を痛感しており、町民の皆様に深くおわびする」との答弁をいただいております。

裁判の結果は、選管が適切な署名チェックを行わなかったことを示しており、控訴しなかったことは適切でなかったことを認めたに等しいと考えます。不十分な署名審査を基にした住民投票費の支出は適正ではないと考えます。

次に、弁護士費用の決算内容について述べます。

本決算では、着手金が33万円、報償金が22万円で、合わせて55万円の支出であり、予備費で対応されております。

令和７年３月18日に議員有志３名は、署名への異議申出に関する決裁取消しの再提訴を行いました。被告側の弁護士は２名で裁判に対応しておりました。この裁判も不十分な署名審査を基にした住民投票に関するものであり、その弁護士費用の支出は適正ではないと指摘をいたします。

次に、当時の選挙管理委員会の対応について指摘をいたします。

住民投票が告示となるまでの間に、途中で立ち止まる機会が何度もあったと思います。令和７年３月１日に、署名への異議申出を行った議員４人の意見陳述が行われました。当日は、各議員から署名縦覧時の問題や、署名審査結果の根拠について確認が相次ぎました。当時の選管は、各議員からの意見や要望を一顧だにしませんでした。きちんと受け止めていれば、状況は変わっていたと思います。

また、令和７年３月５日の選管による署名への決裁時に１名の委員が審査結果に納得できず、審査録へのサインを行いませんでした。結果的に、サインを行わなかった委員の見解が正しかったことになります。

なお、当時の事務局の皆さんは、上司からの作業指示に従って署名審査を進めていたと思います。結果的に、上司からの指示が誤っていた、間違っていたということを共有しておきたいと思います。

当時、選挙管理委員として署名審査に対応していた方々には、中立的な立場での署名審査に期待をしていましたが、一部の委員の方を除いて、事務局の審査結果を追認されていたものと思います。同じ誤りを繰り返さないために、何をどのように改めればよいのか、よく反省をしていただきたいと考えます。

最後に、議員の皆様に訴えます。この間、ほかの議員の方々からも選管の対応が間違っていたのだから、住民投票費と弁護士費用の決算を認めるべきではないといった意見を伺っております。先ほどの鈴木恵子議員の討論でも言及をされておりましたが、監査委員からの住民投票事務費用並びに弁護士費は、選挙事務が正確に行われていれば支出する必要はなかった経費と考えるとの意見を受け止めて、参考にして認定の判断を行いたいと考えます。

以上で反対討論を終わります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君）　静粛にお願いいたします。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　私は、賛成の立場から討論させていただきます。

確かに今回の町議会の解散には、大変問題があると私も感じております。

しかしながら、私たちは町民から負託されて議員になっています。この問題だけで決算を反対するということはあってはなりません。

というのは、決算の全体を見て、我々議員報酬もありますし、職員の報酬もあります。今回反対すれば、それも反対。これまでいろいろ補正がありました。今までその補正には賛成してきました。それも皆反対。それから、いろいろ特別会計に繰り出している部分があります。その繰り出しも全部反対ということになるんです。よく考えてほしいんです、そのことを。繰り出しているほうが反対で、繰入れしているほうは賛成って、おかしくないですか。よく全体を考えて行政運営に協力していくのが我々の仕事だと思っていますので、ぜひ私の討論を聞いて、ぜひ賛成のほうよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。おりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　それでは、ないようでありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第１号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　賛成多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第２号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第２号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第３号　令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第３号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第４号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第５号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第６号　令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第６号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第７号　令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第７号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君）　起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第１１　閉会中の所管事務調査

議長（石垣正博君）　日程第11、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君）　異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（石垣正博君）　以上をもって、本定例会に付議されました事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、時節柄、大変お忙しい中、連日御審議を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

今定例会は去る９月３日開会以来、16日間にわたり、令和７年度各種会計決算認定を中心に、条例の一部改正、令和８年度各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位の特段の御協力によりまして、ここに今定例会を閉会することができましたことは、議長として誠に喜びにたえません。

今定例会に提案されました諸議案、決算認定等、いずれも町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては、

町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たのでありまして、この御精励に対しまして深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、執行部におかれましても、町長をはじめ課長各位には、審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。この御苦労に対しまして深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見、要望などに特に配慮していただきまして、町政執行に十分に反映されますようお願いをするものでございます。

収穫の秋、議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜らんことをお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて令和８年第３回大郷町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午　前　　１０時５１分　　閉　会

上記の会議の経過は、事務局長　千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員